

健康保険組合に加入している事業主の皆さまへ

平成26年12月から

第3号被保険者の新たな届出が必要となります

国民年金法が一部改正されました（平成26年12月施行）

平成25年6月に、第3号被保険者の記録不整合問題※に対応するための法律（「厚年法等改正法」といいます）が公布されました。

※ 会社員や公務員（第2号被保険者）の被扶養配偶者である専業主婦等（第3号被保険者）が、夫の退職等により、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとり不整合が生じている問題。

新たな届出が必要です

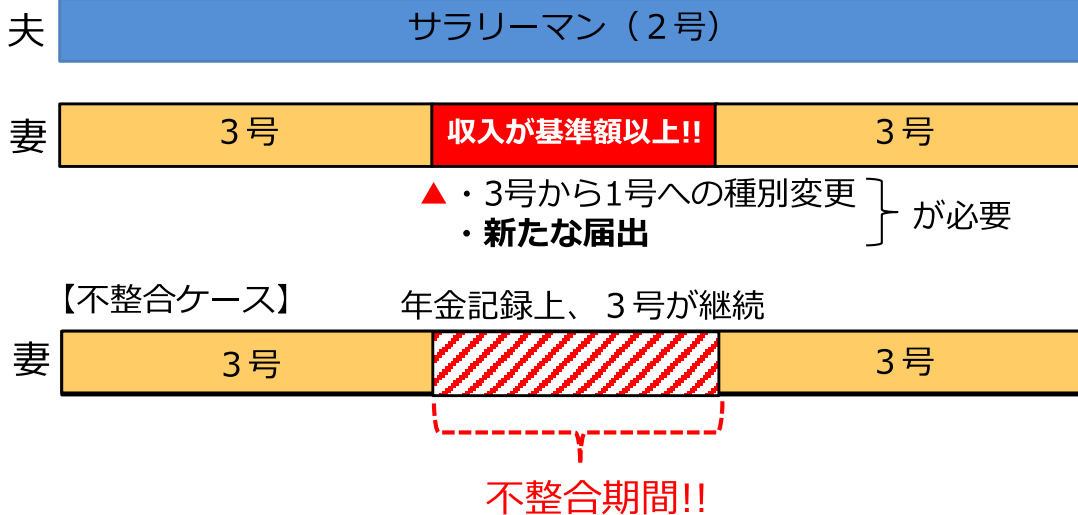
この「厚年法等改正法」に基づき、平成26年12月から次の①及び②に該当したときは、第3号被保険者に該当しなくなったことを、配偶者である第2号被保険者（夫）が勤務する事業所、健康保険組合、共済組合等を経由して、厚生労働大臣（日本年金機構）に届け出なければならないこととなりました。

- ① 第3号被保険者（妻）の収入が基準額以上に増加したことによって扶養から外れた場合
- ② 配偶者である第2号被保険者（夫）と離婚した場合

（注）妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同様です。（以下、同じ）

（注）配偶者である第2号被保険者（夫）の退職等により第1号被保険者（妻）となる場合は、その事実を日本年金機構において確認することができるため届出の必要はありません。

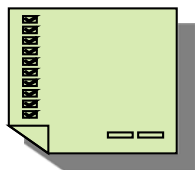
新たな届出の対象となる事例（上記①の例）



届出方法と手続きの流れ

1. 第3号被保険者であった方

被扶養配偶者非該当届 (仮称)の提出



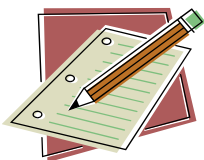
表面の①及び②に該当したときは、配偶者（夫）が勤務する事業所に「被扶養配偶者非該当届（仮称）※」を提出してください。

※「被扶養配偶者非該当届（仮称）」は、現在の被扶養者異動届の3枚目の「国民年金第3号被保険者関係届」と統合する予定です。



2. 事業主様

受付日の記載 記載内容の確認等



第3号被保険者であった方（妻）から「被扶養配偶者非該当届（仮称）」の提出があった場合は、受付日を記入し、当該者の基礎年金番号や届出内容の確認を行ってください。

確認後、提出年月日および代表者氏名等を記入、押印のうえ、日本年金機構（管轄の事務センターまたは年金事務所）に提出してください。



3. 日本年金機構

第1号被保険者となる ための手続きの勧奨



日本年金機構は、「被扶養配偶者非該当届（仮称）」の届出情報に基づき、第1号被保険者となるための手続きの勧奨を行います。

（第3号被保険者であった方は、「被扶養配偶者非該当届（仮称）」とは別に、第3号から第1号に変更する手続きが必要です）

勧奨しても手続きがない場合は、日本年金機構にて、届出によらない第1号被保険者へ種別変更処理を行い不整合記録となることを防止します。

事業主の皆さまへのお願い

従業員の皆さまへの周知

今回の法律改正により、被扶養配偶者でなくなった（第3号被保険者に該当しなくなった）場合は、届出が必要となることを従業員の皆さまに周知願います。